

誘導施設一覧

【凡例】○：開発行為、建築等行為をする際に届出が必要、－：休止、廃止する際に届出が必要

誘導施設			都市機能誘導区域			都市機能誘導区域外
都市機能の種類	施設	定義	都市の中核エリア	JR乃木駅・島根県立大学周辺エリア	島根大学周辺エリア	
行政	国・県の機関	国・島根県の機関	－	○	○	○
	市の機関	市役所本庁舎	－	○	○	○
商業	大規模集客施設	映画館と店舗面積が10,000㎡を超える店舗	－	○	○	○
	生鮮食料品を扱うスーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める店舗面積1,000㎡以上の商業施設(共同店舗、複合施設等を含む)の内、生鮮食料品を扱うもの	－	－	－	○
	日用品店・ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める店舗面積1,000㎡以上の商業施設(生鮮食料品を取り扱うものを除く)	－	－	－	○
	娯楽施設	風営法の適用を受けない施設(ボウリング場等)	－	－	－	○
医療	病院	医療法第1条の5に定める病院の内、第二次・第三次救急医療機関	－	－	○	○
文化	博物館・美術館	博物館法第2条第1項に定める博物館 博物館法第29条に定める博物館相当施設	－	○	○	○
	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館	－	○	○	○
教育研究	大学・短期大学・関係機関	学校教育法第1条に定める大学	－	－	－	○
	専門学校	学校教育法第124条に定める専修学校	－	－	－	○
スポーツ	体育館・武道館	建築基準法別表第1(三)(イ)欄に記載される体育館(学校等に附属するものを除く)	－	○	○	○
	運動施設	都市計画法施行規則第7条第1項第5号に定める運動公園	○	－	○	○
交流	大規模交流施設	100人以上の会議等を開催することができるホールやコンベンション機能を有する施設	－	○	○	○
金融	金融機関本店・政府系金融機関	日本銀行法、銀行法第4条、信用金庫法第4条、労働金庫法第6条、農業協同組合法、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策金融公庫法、株式会社日本政策投資銀行法に定める各種金融機関	－	○	○	○
	金融機関支店・郵便局		－	－	－	○
宿泊	ホテル	旅館業法第2条第2号に定めるホテルの内、100人以上の会議等を開催することができるホールやコンベンション機能を有するもの	－	－	○	○
観光	観光拠点施設	観光案内所、2つ以上の土産物店が入居する複合店舗	－	－	○	○
交通	鉄道駅	鉄道駅	－	－	○	○
	バス停	1日あたり500便以上が乗り入れるバス停	－	○	○	○
	駐車場	駐車場法第2条第2号に定める路外駐車場の内、時間貸しを行っている3階建て以上の立体駐車場及び地下駐車場	－	○	○	○